荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成１８年５月２９日老発第０５２９００１号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、公的介護施設等の整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、荒尾市補助金等交付規則（平成２０年規則第２８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象事業は、別表第１から別表第４までに掲げる事業とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、別表第１から別表第４までに掲げる補助対象事業を実施する事業者とする。

（対象経費及び交付額）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

⑴　事業の総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない

法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除して得た額

⑵　別表第１から別表第４までに定める補助対象経費の実支出額

⑶　別表第１から別表第４までの第１欄に掲げる区分に応じ、第２欄に定める基準額に第３欄に定める単位の数又は補助率を乗じて得た額。ただし、別表第２に掲げる事業（施設の開設準備に要する経費を補助する事業及び定期借地権の利用により施設の整備を促進する事業を除く。）にあっては、当該事業の区分に応じ、第２欄に定める基準額

２　前項に規定する補助金の額は、実施要綱に基づいて市が国から交付を受けた額を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者は、荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　申請額算出内訳書（様式第２号）

⑵　事業計画書（様式第３号）

⑶　設計図、平面図及び各部屋（室）の面積が分かる書類

⑷　土地及び建物の登記事項証明書（借地又は借家の場合､賃貸借契約書の写しも提出すること。）

⑸　補助事業に係る収支予算書抄本

⑹　事業着工前の現況写真

⑺　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により当該事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　事業の内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

⑵　事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

⑶　事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、その理由、遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けること。

⑷　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその他従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。

⑸　事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することで収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑹　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理と運用に努めること。

⑺　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に報告すること。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の１支部等の場合であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

⑻　前号の規定により市長に報告があったときは、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑼　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管すること。

⑽　事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

⑾　事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

⑿　事業を行うために締結する契約の方法は、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了した日から３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業実績書（様式第６号）

⑵　工事請負契約書の写し

⑶　工事のしゅん工後の写真

⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第９条　市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付額確定通知書（様式第７号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１０条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、当該通知を受けた日から１４日以内に荒尾市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書（様式第８号）に確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、請求書の提出を受けたときは、当該請求書を受け付けた日から３０日以内に補助金を交付するものとする。

（状況報告等）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から当該事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

２　市長は、前項の規定による報告又は調査により、事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って遂行すべきことなど必要な指示をすることができる。

３　市長は、前項の規定による指示に違反した補助事業者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑷　補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

⑸　当該事業の介護保険指定事業者でなくなったとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第１（第２、３、４条関係）

　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　単位 | ４　補助対象経費 |
| 地域密着型サービスの拠点 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | １５，０００千円～３０，９００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 | 　面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６パーセントに相当する額を限度額とする｡）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。 |
| 特別養護老人ホーム | ２，０００千円～４，１２０千円の範囲内で市長が認めた額 | 整備床数 |
| ケアハウス | ２，０００千円～４，１２０千円の範囲内で市長が認めた額 | 整備床数 |
| 認知症高齢者グループホーム | １５，０００千円～３０，９００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | １０，９００千円 | 施設数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | ５，４７０千円 | 施設数 |
| 複合型サービス事業所 | ２１，９００千円 | 施設数 |
| 介護老人保健施設 | ２５，０００千円～５１，５００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| 介護予防拠点 | ８，２００千円 | 施設数 |
| 地域包括支援センター | １，０９０千円 | 施設数 |
| 生活支援ハウス | ３２，８００千円 | 施設数 |

別表第２（第２、３、４条関係）

地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　補助対象経費 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 | １０，２９０千円 | 面的整備計画に基づく第１欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の促進のために必要な事業（平成２５年度補正予算分） | １０，２９０千円 |
| 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 | ３，０００千円 |
| 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 | ３，０００千円 |
| 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 | ３，０９０千円 |
| 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業 | ３，０９０千円 |
| 都市型軽費老人ホーム及び小規模な養護老人ホームの開設のために必要な事業 | （※）３０９千円 |
| 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 | （※）１５５千円 |
| その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 | ３，０００千円 |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　単位 | ４　補助対象経費 |
| 施設の開設準備に要する | 広域型施設⑴　定員３０人以上の次の施設　　特別養護老人ホーム　　介護老人保健施設　　ケアハウス（特定施設入居者生活介　　護の指定を受けるもの）⑵　養護老人ホーム | ６１８千円の範囲内で市長が認めた額 | 定員数（小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。） | 面的整備計画に基づく第１欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料 |
| 経費を補助する事業 | 小規模福祉施設等⑴　定員２９人以下の次の施設　　小規模特別養護老人ホーム　　小規模介護老人保健施設　　小規模ケアハウス（特定施設入居者　　生活介護の指定を受けるもの）　⑵　認知症高齢者グループホーム⑶　小規模多機能型居宅介護事業所 |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　補助率 | ４　補助対象経費 |
| 定期借地権の利用により施設の整備を促進する事業 | 広域型施設⑴　定員３０人以上の次の施設特別養護老人ホーム介護老人保健施設ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）⑵　養護老人ホーム | 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の２分の１ | ２分の１ | 面的整備計画に基づく第１欄の事業に必要な、定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの） |
| 小規模福祉施設等⑴　定員２９人以下の次の施設　　小規模特別養護老人ホーム　　小規模介護老人保健施設　小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）⑵　認知症高齢者グループホーム⑶　小規模多機能型居宅介護事業所 |

備考　（※）については、１床当たりの単価

別表第３（第２、３、４条関係）

介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　単位 | ４　補助対象経費 |
| 創設 | １，８６０千円 | 転換床数 | 　介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費､通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。 |
| 改築 | ２，３００千円 | 転換床数 |
| 改修 | ９３０千円 | 転換床数 |

別表第４（第２、３、４条関係）

　先進的事業整備計画に基づく事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　区分 | ２　基準額 | ３　単位 | ４　補助対象経費 |
| 特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業 | 「個室→ユニット化」改修 | １，０９０千円 | 　整備床数 | 先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費､通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。 |
| 「多床室→ユニット化」改修 | ２，１９０千円 |
| 緊急ショートステイの整備事業 | １，０９０千円 | 整備床数 |
| 都市型軽費老人ホーム整備事業 | １，６４０千円 | 整備床数 |
| 施設内保育施設整備事業 | １０，９００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| 市町村提案事業 | ３０，０００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| 小規模な養護老人ホーム整備事業 | ２，１９０千円 | 整備床数 |
| 地域支え合いセンター整備事業 | ３０，０００千円（改修の場合は６，５００千円）の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| 　　　　既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 | （対象施設）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑴　広域型施設　　特別養護老人ホーム　　介護老人保健施設　　養護老人ホーム　　軽費老人ホーム老人短期入所施設（併　　　設を含む。）⑵　地域密着型施設特別養護老人ホーム（定員２９人以下）介護老人保健施設（定員２９人以下）軽費老人ホーム（定員２９人以下）　　認知症高齢者グループホーム小規模多機能型居宅介護事業所複合型サービス事業所⑶　有料老人ホーム⑷　生活支援ハウス等（生　　活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市長が特に必要と認めた施設を含む。） | 　　スプリンクラー設備 | １，０００平方メートル以上の平屋建ての場合（軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については、１，０００平方メートル以上の場合） | １７，５００円の範囲内で市長が認めた額 | 対象施設ごと１平方メートル当たり |
| １，０００平方メートル未満の場合 | ９，２６０円の範囲内で市長が認めた額 |
| １，０００平方メートル未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | ９，２６０円の範囲内で市長が認めた1平方メートル当たりの額と２，３２０千円の範囲内で市長が認めた額との合計額 | 対象施設ごと |
| 　　　　　自動火災報知設備 | ３００平方メートル未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等の場合 | １，０３０千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |
| ５００平方メートル未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等の場合 | ３１０千円の範囲内で市長が認めた額 |
| 認知症緒高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 | （対象施設）　小規模特別養護老人ホーム　小規模ケアハウス　小規模介護老人保健施設 | １４，７００千円の範囲内で市長が認めた額 | 施設数 |  |
| （対象施設）　認知症高齢者グループホーム　小規模多機能型居宅介護事業所　その他地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象施設であって、市長が必要と認めた施設 | ７，３７０千円の範囲内で市長が認めた額 |